

# 和牛の精液・受精卵のストローへの表示義務付けについて

家畜改良増殖法の改正により、令和2年10月1日から、特定家畜人工授精用精液等（和牛の精液、受精卵）に、種畜の名前等の表示が義務付けられました。

下記を参考に、適切な表示を行いましょう。

## 精液ストローへの表示

- ✓ 雄畜の名前または個体識別番号、採取年月日を表示してください※1。



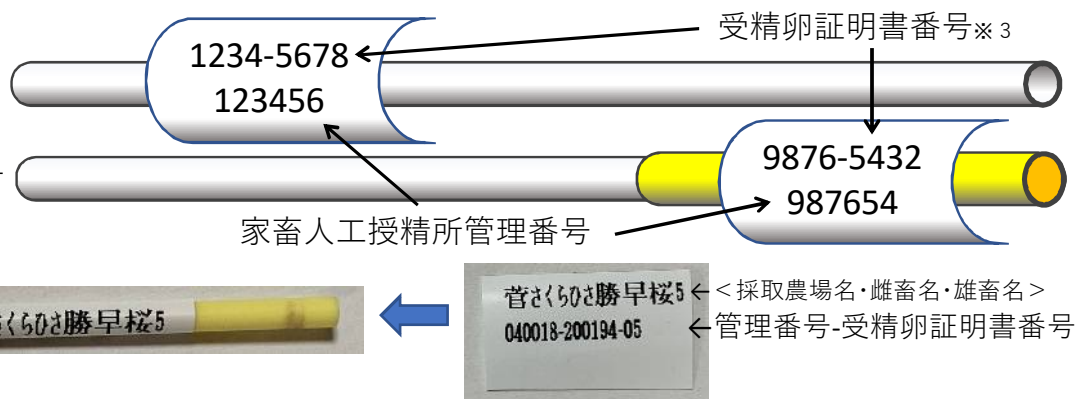
## 受精卵ストローへの表示

- ✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号、受精卵証明書番号※3を表示してください※1。

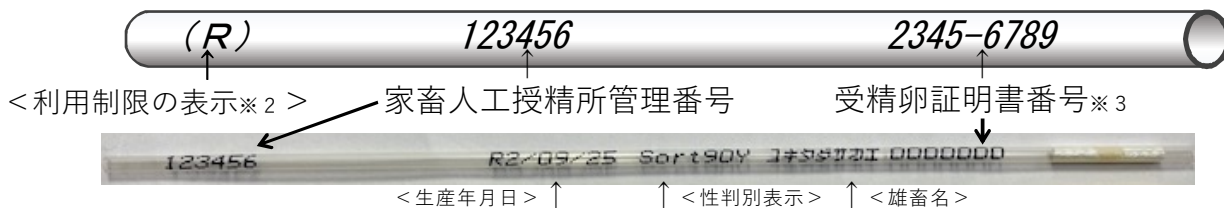
### ラベル表示

・直接貼付

・キャップ貼付



### 直接印字



※1 表示義務事項以外の事項の表示は任意です（上図で<>で示した事項）。また、表示の順番は問いません。

※2 (R) は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称（Restricted = 制限付き）です。契約に基づいた表示を推奨しています。

※3 雌畜及び雄畜の名前または個体識別番号、受精卵の採取/検査年月日とすることも可能です。

# (参考) 和牛遺伝資源の不正流通発覚時の対応



## 不正流通発覚

港で押収  
〔精液証明書、受精卵  
証明書の添付がない〕

ストローに**情報が表示されている**



流通経路の追跡が可能

生産者への問い合わせ

家畜人工授精所  
(種畜場、獣医診療所)

販売

A 授精所

販売

B 授精所

販売

関与者  
発覚

流通経路の追跡が可能

帳簿が**備え付けられている**

- ・種付台帳  
〔精液の採取・  
処理に関する事項〕
- ・譲渡等記録簿 等

- ・譲渡等記録簿  
譲渡等の年月日  
相手先の名称  
住所  
証明書番号 等

ストローに**情報が表示されていない**



流通経路の追跡が困難

帳簿が**備え付けられていない**

流通経路の追跡が困難